



警戒情報

長崎市消費者センター

## 消費者を守るネット（第162号）

配信日 令和2年1月16日

### 「5億円の支給が決定した」という詐欺メール

#### <相談事例>

国の機関を名乗る団体から「5億円の支給が決定した。振込先の銀行口座を教えるように」とのメールが届いた。返信すると「手数料として3,000円が必要」と言われ、コンビニで電子マネーを購入し支払った。その後も「登録手続きのため」「データ作成のため」と次々にお金を要求される。詐欺ではないか。

#### «アドバイス»

- 当選商法と言われる詐欺の手口です。
- 「〇億円を受け取る権利が当選した」などとメールを送り付け、個人情報や口座番号などを聞き出し、さらに「手続きのため」とお金を要求してきます。
- 言うとおりにお金を払っても「当選金」を受け取れることはなく、逆に「手数料」や「登録料」などその後も様々な名目でお金を要求されます。
- このようなメールが届いても信じてはいけません。
- 迷惑メールが頻繁に届く場合は、メールアドレスの変更を検討しましょう。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 095-829-1234（10時～17時・土日祝も可）

※月曜定休（月曜日が祝日のときは翌平日が休み）